

山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の人手不足への対応を行うことで中小企業者の生産性向上及び事業継続を図ることを目的として、人が行う業務を代替する機器、ソフトウェア等の導入に係る費用について補助する、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする法人については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする法人については100人以下）のもの

(2) 事務所等 市内の中小企業者が事業のための占有施設として所有又は賃借している市内に所在する事務所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。

(運営主体)

第3条 この補助金交付事業の運営は、市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 山口市内の事務所等で事業を営む中小企業者であること。

(2) 申請日において、1年以上継続して事業活動を行っていること。

(3) 市税の滞納がないこと。

- (4) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が市内に所在する事務所等で実施する当該補助金の目的に沿って取り組む事業であって、別表1に定める機器・ソフトウェア等（以下「補助対象機器等」という。）の導入による省人化・省力化に資する事業とする。

- 2 補助対象事業を実施する期間（以下、「事業実施期間」という。）は別に定める。

（補助対象経費等）

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に係る別表2に掲げる経費のうち、前条第2項に規定する期間内において発生するものであって、第12条第1項に定める実績報告の日までに事業の実施及び支払いがすべて完了するものに限る。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費の対象外とする。

- (1) 当該補助金の交付申請日において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログに登録されている製品の導入に係る経費
- (2) キャッシュレス決済に係るシステム及び決済機器の導入経費
- (3) 当該補助金以外に国、県、市等の公的支援を受けた経費
- (4) 市外の店舗に機器等を導入する取組に係る経費
- (5) 既に導入している機器等の入れ替え又は更新に係る経費
- (6) 中古品の購入費、原材料及び消耗品の購入に係る経費、人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得に係る経費、施設の保守管理費、水道光熱費、金融機関などへの振込手数料、家賃（保証金・共益費・地代含む）、保険料、交際費（飲食・接待）、公租公課、当該補助制度と整合性がない経費
- (7) 既存機器等の撤去、修理又は改修に係る経費及び処分費
- (8) 汎用性があり、他の用途に使用可能なものの購入費（ただし、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の2分の1を上限として、対象とする。）
- (9) 予備的、将来的に備えるための経費
- (10) 贈与又は転売を目的とした経費

(11) 当該補助金の申請者の親会社、子会社などの関連会社（申請者と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費

（補助金の額）

第7条 補助金額は、別表2により算出した額とし、運営主体は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金を受けようとする補助対象事業者は、別に定める日までに山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

(3) 省人化・省力化確認票（別紙3）

(4) 法人の場合は、現在事項全部証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し又はこれに代わるもの。個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写し、又はこれに代わるもの及び山口市での居住が証明できるもの。

(5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料

(6) 導入する機器、ソフトウェア等の概要がわかるもの（導入する機器の仕様書又は製品等のカタログ等の写し）

(7) 施設改修や設置を伴う場合は、改修箇所及び設置箇所の現況写真

(8) 市税の滞納の無いことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類

2 当該補助金は、補助対象事業者1者につき、原則、別に定める申請期間中、1回限りの申請とする。ただし、当該申請の結果、交付決定を受けなかった場合は、再度申請することを妨げない。

（交付の決定）

第9条 運営主体は、補助対象事業者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められない場合は、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助

対象経費以外の経費と混合されており、補助対象経費との区別が明らかでない
と判断するものは、補助対象経費から除外し、交付の決定をする。

- 3 運営主体は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、
必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の内容変更）

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業者（以下
「交付決定事業者」という。）が当該交付決定に係る補助対象事業（以下「補
助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、速やかに、その旨を山
口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金に係る補助事業の変更申請
書（様式第4号）に必要な書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

ただし、各経費区分の20%以内の増減等の軽微な変更については、この限
りでない。

- 2 運営主体は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認め
るときは、必要に応じて交付決定の内容に条件を付し、又は前条第2項の規定
により付した条件を変更し、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補
助金に係る補助事業の変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するもの
とする。

（事業の中止又は廃止）

第11条 交付決定事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
は、速やかに、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助事業の中止
（廃止）承認申請書（様式第6号）を運営主体に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を
経過した日又は事業が完了した日の属する年度の2月26日のいずれか早い日
（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその前営業日）までに、山
口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金実績報告書兼請求書（様式
第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて運営主体に提出しなければならない
い。

- (1) 実績報告書（別紙4）
- (2) 収支決算書（別紙5）
- (3) 補助事業の支払を証する書類
- (4) 補助事業の実施がわかる写真等（補助対象機器等を設置した写真、ソフト
ウェア等については導入したソフトウェア等の起動画面及び使用している様
子の写真等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書により、補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、交付決定通知書に記載した補助金の額は増額しないものとする。

（額の確定及び交付）

第13条 運営主体は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に対し山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分）

第14条 交付決定事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 交付決定事業者は、取得財産を補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 3 前項の財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表2に規定する耐用年数によるものとする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産等を処分しようとするときは、交付決定事業者は、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金に係る財産処分申請書（様式第9号）により、あらかじめ運営主体の承認を受けなければならない。

- 5 運営主体は、前項の承認をした交付決定事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 運営主体は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長又は運営主体が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 運営主体は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）

により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 運営主体は、前条による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金返還命令書（様式第11号）により、交付決定事業者はその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。

（補助金に係る経理）

第17条 交付決定事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第18条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）補助対象事業

補助対象機器等
自動精算機（セルフレジ）、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、顧客管理・在庫管理システム、電話自動応答システム、会計ソフトウェア、その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等

※ 汎用性があり、他の用途に使用可能なものについては、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、その購入費を対象とする。

別表 2（第 6 条及び第 7 条関係）補助対象経費、補助率、補助限度額

区 分	補助対象経費	補助率、補助限度額
①別表 1 に定める補助対象機器を購入する場合	購入費、工事費、その他市長又は運営主体が必要と認める経費 （汎用性があり、他の用途に使用可能なものの購入費については、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の 2 分の 1 を上限として、その購入費を対象とする。）	補助対象経費の 2 分の 1 5 0 万円
②別表 1 に定める補助対象機器等をリース又は利用する場合	リース費、利用料、工事費、その他市長又は運営主体が必要と認める経費	補助対象経費の 2 分の 1 1 0 万円

※ 上記の区分をあわせて申請する場合の補助額は 5 0 万円を限度とする（うち、リース又は利用する場合の上限額は 1 0 万円）